

# ○岡山市暴力団威力利用等禁止条例

平成24年3月26日  
市条例第4号

## (目的)

第1条 この条例は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)に定める基本理念にのっとり、暴力団排除強化地域における特定接客業者が暴力団の威力を利用すること等を禁止することによって、地域からの暴力団の排除を図り、もって安全で安心な市民生活を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団排除強化地域 当該地域における暴力団排除を徹底することにより、市民にとってより一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年岡山県条例第33号)別表第3に掲げる本市の地域をいう。
- (4) 用心棒の役務 事業者の業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。
- (5) 特定接客業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(同条第7項第2号、第8項及び第10項に該当する営業を除く。)、同条第13項に規定する接客業務受託営業、同項第4号に規定する酒類提供飲食店営業その他規則で定める営業をいう。
- (6) 特定接客業者 特定接客業を営む者をいう。
- (7) 関係団体 法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

## (用心棒の役務提供を受けることの禁止)

第3条 特定接客業者は、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務の提供を受けてはならない。

## (用心棒の役務提供の禁止)

第4条 暴力団員は、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に関し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

## (財産上の利益供与の禁止)

第5条 特定接客業者は、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として金品その他の財産上の利益を供与し、又はその営業を営むことを容認することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

## (財産上の利益供与を受けることの禁止)

第6条 暴力団員は、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務を提供することの対償として金品その他の財産上の利益の供与を受け、又はその営業を営むことを容認することの対償として金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。

## (公安委員会への通報)

第7条 市長は、第3条から前条までに規定する禁止行為に関する情報を取得し、又はその提供を受けた場合には、速やかに公安委員会に対し、その旨を通報するものとする。

## (罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 相手方が暴力団員であることの情を知つて第3条の規定に違反して、用心棒の役務の提供を受けた特定接客業者
- (2) 第4条の規定に違反して、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に関し、用心棒の役務の提供をした暴力団員
- (3) 相手方が暴力団員であることの情を知つて第5条の規定に違反して、金品その他の財産上の利益を供与した特定接客業者
- (4) 第6条の規定に違反して、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に関し、金品その他の財産上の利益の供与を受けた暴力団員

## (両罰規定)

第9条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用す

る。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。  
(見直し)

- 2 市は、この条例の施行後一定期間を経過した場合において、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成24年市条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年市条例第3号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(令和5年市条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。